

第1日目(11月9日)

議会事務局長 皆さんおはようございます。議会事務局の上村でございますが、よろしくお願いいいたします。議員各位におかれましては合併に伴います在任特例期間、向こう1年間でございますが、市民の付託に応えて新市発展のため、ご尽力をいただきたいと思っております。どうぞ健康には十分ご留意いただきまして、ご活躍いただきますようお願いを申し上げます。私も議会事務局は昨年の春からちょっと経験はありますけれども、なにかと不行き届きの点が多々あるうかと思っておりますが、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本臨時会につきましては、合併後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。ただいまご出席いただきました議員さんの中で、片桐貞夫議員さんが年長の議員でありますのでご紹介を申し上げます。

片桐貞夫議員さん、議長席の方へお着きください。

臨時議長(片桐貞夫君) おはようございます。ただいま、ご紹介をいただきました片桐貞夫でございます。地方自治法107条の規定により、臨時議長の職務を行います。よろしくお願いいいたします。

ただいまの出席議員数は44名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成16年第1回南魚沼市議会臨時会を開催いたします。

(午前9時33分)

臨時議長 お諮りいたします。

議事の進行につきましては、南魚沼市議会の会議規則がまだ交付されておられません。よって、本議会に議員提出議案発議第3号で提案される、南魚沼市議会会議規則案に順じて進行したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、これからの議事進行については南魚沼市議会会議規則案により進めます。

臨時議長 これより、本日の会議を開きます。臨時議長において進める議事日程につきましては、お手元に配布のとおりといたします。

臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいま着席の議席といたします。

臨時議長 お諮りいたします。

本臨時議会は合併後の初議会でありますので、ここで議員の自己紹介ならびに執行部側の紹介をお願いいたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、ただいまから仮議席番号順に番号を読み上げますので、議席で起立のうえ、お名前を名乗っていただきますようお願いいたします。

(議員全員自己紹介を行う)

(執行部側の紹介を行う)

臨時議長 このままで、暫時休憩いたします。執行部席の入れ替えまたは退席をして下さい。  
(午前9時48分)

臨時議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
(午前9時50分)

臨時議長 日程第2、選挙第1号、議長の選挙についてを行います。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

臨時議長 選挙は投票で行います。  
議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

臨時議長 ただいまの出席議員数は44名であります。  
次に立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に遠山 力君及び石原健一君を指名いたします。

(「了承」の声あり)

臨時議長 投票用紙を配付いたします。  
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。お願いします。

(投票用紙配付)

臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
(「なし」の声あり)

臨時議長 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。  
(投票箱の点検)

臨時議長 異常なしと認めます。  
投票を開始いたします。仮議席番号1番から順次投票してください。  
(投票)

臨時議長 投票漏れはありませんか。  
(「なし」の声あり)

臨時議長 なしと認めます。投票を終了いたします。  
開票を行います。遠山 力君、石原健一君、開票の立会いをお願いいたします。

(遠山 力君及び石原健一君立ち会いの上、開票)

臨時議長 投票の結果を報告いたします。投票総数44票。有効投票44票。無効投票0票です。有効投票のうち、駒形正博君23票、上村一郎君9票、青木一夫君8票、笠原幹夫君4票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は11票であります。したがって、駒形正博君が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

臨時議長　　ただいま議長に当選されました駒形正博君が、議場におられますので会議規則第32条第2項の規定により、駒形正博君に議長当選の告知をいたします。

議長に当選されました駒形正博君から挨拶をお願いいたします。

駒形正博君　　ただいまは新市南魚沼市市議会議長選挙におきまして、多数の皆さんからご支持をいただき、当選をさせていただきました。まことにありがとうございました。

私どもの任期は、特例期間の1年でございます。この期間に我々は何をすべきか、南魚沼市建設計画実現のために、皆さまとともに努力することをお誓い申し上げます。

塩沢町との合併も含めまして、今後は11月28日に選出される、南魚沼市市長とともに議会が力を合わせて、安心して住める町、安心して仕事が見つかる町、そして汗をして働く人が馬鹿をみない町づくりに邁進したいと思っております。南魚沼市誕生の、歴史的記念すべきこの時に、我々44名に市議会議員という役職を与えてくれました南魚沼市民に、みんなで心から感謝しながらその負託にこたえるために頑張ろうではありませんか。

最後に議員各位のご支援とご協力を切にお願い申し上げ、併せて議員各位のご健勝をご祈念申し上げます。議長就任の挨拶とさせていただきます。大変どうもありがとうございました。(拍手)

臨時議長　　駒形議長、当選おめでとうございます。それでは、駒形正博議員、議長席にお着きをお願いします。

これをもって、臨時議長の任務を終了いたします。議員各位のご協力ありがとうございました。

(拍手)

議長(駒形正博君)　　議長代わりました。暫時休憩をします。

(午前10時10分)

議長　　休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時10分)

議長　　ご静粛に願います。お諮りします。

本日の追加議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。議事日程といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、追加議事日程については、お手元に配付した議事日程(第1号の追加)とすることに決定をいたしました。

議長　　日程第1、議席の指定を行います。議席はただいま着席の仮議席をそのまま本議席として指定いたします。

議長　　日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号3番貝瀬厚一君、及び4番井上智明君、両名を指名します。

(「了承」の声あり)

議長　　日程第3、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日9日から明日11月10日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日9日から11月10日までの2日間とすることに決定をいたしました。

議長 日程第4、市長職務執行者のあいさつをお願いします。

市長職務執行者 平成16年、第1回南魚沼市議会臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきたいと思っております。

まずはじめに、この度の新潟中越地震にて被害を受けられました皆様方には、心からお見舞いを申し上げますとともに、いまだ続いております余震が1日も早く終息をいたしまして、皆様方の生活が安定出来るように願っております。

また当南魚沼市以外の市町村におかれましても、大変大きな被害を受けております。これらの自治体についても、心からお見舞いを申し上げますとともに、南魚沼市として出来る協力をしながら国県に働きかける等の協力をすすめて参りたいと考えております。

さて、11月1日に旧六日町と大和町が合併をいたしまして、南魚沼市が誕生したところであります。新潟県内の92市町村の中で、魚沼市と並んで第22・第23番目の市となったわけでありまして、また、人口規模も市の中では、12位という比較的大きな位置を占める市として誕生したわけでありまして、南魚沼市は市民の大きな夢と希望を携えて、第一歩を踏み出したところであります。ここに旧2町がそれぞれ築いてきた歴史に、さらなる新しい1ページが刻み込まれたということになったわけでありまして、これもひとえに、議員の皆様方、並びに市民の皆様方のご理解とご協力をいただいた賜物でありまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

新しい市長が決定をするまで、私が市長の職務執行者として、その任にあたることになりました。その責任の重大さを今、痛感しているところであります。この新しい市の誕生も、さまざまな紆余曲折があったことは皆様方もご承知のとおりであります。改めて、その経過を説明を申し上げますことのないかと存じますが、その一端を振り返ってみたいと思っております。

平成12年の4月に、いわゆる地方分権一括法が施行されまして、翌年13年2月に新潟県が市町村合併推進要綱を公表したところであります。これを受けまして、南魚沼郡4町では議会の中で調査研究が始まりまして、14年の1月に湯沢町を除く3町による任意合併協議会、これがスタートいたしました。続いて15年8月の塩沢町が協議会から離脱という事態が発生いたしましたが、六日町・大和町の2町により任意合併協議会をそのまま続けまして、住民投票等を行いながら合併協議会の設置へと進んでまいったところであります。以来、任意協議会で調整された内容をそのまま継承しながら、新しい市の建設計画の策定、あるいは合併の協定項目の協議、さらには新しい市の名称、市章等を決定しながら、今年4月の合併協定書の調印を経て、総務省の告示をいただいたところであります。合併に至るまでの数多くの調整項目がございましたが、協議会の委員の皆様はもとより、議員の皆様、さらに住民の皆様方から、この歴史的合併への熱意と合併の必要性を十分ご理解いただきながら進めさせていただいて、ここに南魚沼市が誕生したことに感慨深いものがあります。

これからは、南魚沼市の町づくりのスローガンに掲げられております「自然・人・産業の和で築く安心のまち」を目指して、保健・医療・福祉が充実した、災害に強い町づくりの実現に向けて、市の職員は当然であります。行政と市民がひとつになって合併の効果を最大限に引き出しながら、市民の安心して生活ができ、また明日を担う子供たちが誇りを持てるような南魚沼市の建設に邁進していくことが必要だと認識をしております。

本臨時会には、24件の専決処分の報告をさせていただきます。内容については、提案の都度申し上げますのでよろしくお願いを申し上げます。

終わりになりますが、議員の皆様方にはこの新しい市の創成期に、旧町に引き続いてご活躍をいただけることに、まことに心強く感じておるところでありまして、今後とも更なるご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。（拍手）

議長　これで、市長職務執行者のあいさつを終わります。

ここで、清水総務課長から10月23日に発生した新潟県中越地震の被害状況、及びその後の災害対策現状報告を行いたい旨、発言を求められておりますので、これを許します。

総務課長　それでは、10月23日に発生いたしました新潟県中越地震につきまして、概要、被害状況等、中間の集計でございますがご報告申し上げたいと思います。

地震発生でございます。23日午後5時56分、震度5強の地震が発生いたしました。引き続きまして、6時12分、震度4の地震発生でございます。

23日、午後6時30分に災害対策本部を設置いたしまして、被害状況等の調査に入りました。23日6時34分、震度6弱の地震が発生しました。当地域では、これが1番強い地震となったわけでございます。全世帯が停電という状況でございます。また電話が不通、携帯電話も不通という状況の中で、被害状況の把握に努めたわけでございます。

現在までの被害の状況といたしましては、人的被害でございます。発生当時2町でございましたが、合わせまして、重傷2、軽傷15、これが人的被害でございます。

住家被害でございます。家屋の全壊4、半壊8、一部損壊105ということでございます。

非住宅の被害でございます。公共施設が42でございます。その他倉庫・車庫等のその他建築物でございますが、42の被害でございます。

その他道路被害といたしましては、87ヶ所。河川被害10ヶ所。崖崩れ等の被害が15ヶ所。ということでございまして、公共施設関係の被害の総数でございますが、154ということで、今総額といたしまして、5億1,300万円程度という金額をおさえておる段階でございます。まだ細部の調査が終わっておりませんので、被害額等につきましてはまだ確定したわけではございません。今後まだ調査を進めていく中で、金額は変わっていくものと考えております。

それから当日の非難等につきまして、ご説明申し上げます。非難勧告等はいりません。自主避難でございます。23日の地震発生当夜でございます。だいたい11時30分頃の調査でございますが、旧六日町地域、約2,000人の避難でございます。施設につきましては、21施設。建物の中にいた方、車の中、それからグラウンド等の車の中で避難された方を合わせまして、約2,

000人でございます。大和地区でございます。新幹線が停車した関係で、新幹線関係の乗客等の避難がありました。この部分が321人。合わせまして、861人。6施設で自主避難をしたと、こんな状況でございます。

一夜明けましての状況でございますが、24日の6時現在ですと、六日町地区で避難されている方につきましては278名ということで、夜明けとともに、また電気の通電等々にあわせまして、自宅に帰った方が多かったということでございます。大和地区につきましては、25日からB&Gの方に避難場所を動きまして、245名。それから辻又地区の皆さんが30名ということで、合計270名の自主避難の方がおったということでございます。

余震もおさまってきました、5日現在、六日町、朝、自主避難3人でございます。朝6時に3人の方が帰っていただいたところで避難所を閉鎖したと、こういうことでございます。大和地区につきましては、7日の朝、7名の方が避難されておりましたが、この方が帰ったところで避難所を閉鎖したと、こんな状況でございます。

地震発生、災害対策本部がある中で、合併に至ったわけでございます。なかなか新市になりまして、異動がありまして、そのまま新市の体制の中ではなかなか災害に対応が難しい部分があるということでございまして、旧町の職員を中心に六日町防災部、大和町防災部という組織を作りまして、災害対策にあたってきたところでございます。井口前助役ににつきましては大和町防災部の防災部長、遠山前助役ににつきましては六日町防災部の防災部長ということで、臨時的な嘱託員というかたちの中で残っていただいて、防災対策の指揮をとっていただいた。こんな状況でございます。以上でございます。

議長 ただいまの報告に対して皆様の方から特になにかお聞きしたいことがありましたら、質疑を受けたいと思います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでしたら、新潟県中越地震に関する質疑を終わります。報告を終わります。

ここで事務局長から皆様にお願ひがあります。

議会事務局長 それでは、次の日程第5、選挙第2号から日程第20の発議第6号まで、それぞれの議案につきまして、議長の氏名が記入されておられません。それぞれ各人で、「駒形正博」と記入していただきますように、お願ひをいたします。以上でございます。

議長 日程第5、選挙第2号 副議長の選挙についてを行います。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 選挙は投票で行います。

議場の閉鎖をいたします。

(議場閉鎖)

議長 ただいまの出席議員数は44名であります。

次に立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号5番 大久保栄一君、及びに6番岡村虎一君を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。フルネームでお願いします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

議長 異常なしと認めます。

投票を開始します。議席番号1番から順次投票をしてください。

(投票)

議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

議長 開票を行います。

大久保栄一君及び岡村虎一君、開票の立会いをお願いします。

(大久保栄一君及び岡村虎一君立ち合いの上、開票)

議長 投票の結果を報告します。

投票総数44票、有効投票44票、無効投票0票です。有効投票のうち、小澤謙二君21票、森山幸子君10票、和田英夫君9票、関忠良君3票、岡村雅夫君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は11票であります。したがって、小澤謙二君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長 ただいま副議長に当選されました小澤謙二君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、副議長の当選を告知いたします。

副議長に当選されました小澤謙二君から、あいさつをお願いいたします。

小澤謙二君 大変大勢の皆さんからご推挙いただきました。副議長という席でございますが、なにはともあれ議長の足手まといにならないように一生懸命でやるつもりでございます。なにはともあれ新しくできました市が、これ以上に大きくなるように。そしてこの南魚沼がすべてひとつになるように、皆さん方からもご協力をいただきながら、この議会運営をうまくまとめていければというふうに考えておりますが、よろしく願い申し上げまして、あいさつにさせていただきます。

(拍手)

議長 日程第6、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りいたしました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、常任委員会委員はお手元にお配りいたしました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

議長 日程第7、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを行います。議会運営委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会はお手元にお配りいたしました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

議長 日程第8、発議第1号 議会広報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について、提出者の説明を求めます。

木村代志夫君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

発議第1号 議会広報編集特別委員会の設置については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9、選任第3号 議会広報編集特別委員会委員の選任についてを行います。議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員会委員は、お手元にお配りしました名簿

のとおり選任することに決定をいたしました。

議長 休憩をします。休憩中に各常任委員会、議会運営委員会、議会広報編集特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

(午前10時53分)

議長 休憩前に引き続き、本会議を再開します。ただいまの出席議員数は43名であります。

(午後1時00分)

議長 日程第10、報告第1号 常任委員会の正副委員長の選任報告についてを行います。事務局長に報告をさせます。

議会事務局長 (報告を行う。)

議長 ただいま事務局長報告のとおりであります。各常任委員長からあいさつをいただきます。まず、総務文教委員長、牛木茂雄君。登壇願います。

牛木茂雄君 私のような者が、総務文教委員長ということでございます。しかし、もともとこういうことには慣れておりませんので、一生懸命やる、それだけでございます。皆様のご協力によりましてなんとか務めさせていただきたいと思っています。よろしく願います。

(拍手)

議長 次に産業建設委員長、21番 若井達男君。

若井達男君 新市南魚沼市の産業建設委員会の委員長という大役の命をお受けいたしました。まったくの微力者でございますが、新市元年というもとのなかで、一生懸命務めさせていただきたいと思っておりますが、ひとつ皆さん方のご協力をよろしく願います。

(拍手)

議長 次に社会厚生委員長、17番 種村俊夫君。

種村俊夫君 社会厚生委員長を仰せつかりました。福祉関係にしましては大変な諸問題がありますが、し盛りの40代一生懸命頑張りますので、皆様と一緒になんとか1年間やっていきたいと思っております。よろしく願います。

(拍手)

議長 以上で常任委員会の正副委員長の選任報告を終わります。

議長 日程第11、報告第2号 議会運営委員会の正副委員長の選任報告についてを行います。事務局長に報告をさせます。

議会事務局長 (報告を行う。)

議長 ただいま事務局長報告のとおりであります。議会運営委員長、笠原喜一郎君からあいさつをいただきます。

笠原喜一郎君 ただいまご紹介をいただきました、城内の新堀新田の笠原喜一郎であります。今回、議会運営委員会の委員長ということで一生懸命取り組まさせていただきますが、どうか皆様方のご協力のもとで、活発な議会、そして公正な議会運営に努めたいと思っておりますが、よろしく願います。

(拍手)

議 長 以上で議会運営委員会の正副委員長の選任報告を終わります。

議 長 日程第 12、報告第 3 号 議会広報編集特別委員会の正副委員長の選任報告についてを行います。事務局長に報告をさせます。

議会事務局長 (報告を行う。)

議 長 ただいま事務局長報告のとおりであります。議会広報編集特別委員長、中沢俊一君からごあいさつをいただきます。

中沢俊一君 選任いただきました中沢でございます。議会の分身といわれる議会広報。合併直後の 1 年間、市民に対して公正でわかりやすい広報を発行していくように力をつけます。よろしくをお願いします。

(拍手)

議 長 以上で議会広報編集特別委員会の正副委員長の選任報告を終わります。

議 長 日程第 13、選挙第 3 号 南魚沼地域広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。事務局長に朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議 長 お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

議 長 お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

議 長 南魚沼地域広域連合議会議員には、大久保栄一君、上村 守君、笠原幹夫君、青木一夫君、小澤謙二君、上村一郎君、阿部昭司君と議長の私であります。以上 8 名を指名いたします。

議 長 お諮りします。

ただいま議長が指名した 8 名を南魚沼地域広域連合議会議員の当選人と定める事にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました 8 名が南魚沼地域広域連合議会議員に当選されました。

議 長 ただいま南魚沼地域広域連合議会議員に当選されました大久保栄一君、上村守君、笠原幹夫君、青木一夫君、小澤謙二君、上村一郎君、阿部昭司君と駒形正博が議場におら

れますので、議会規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長 日程第14、選挙第4号 魚沼地域広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題とします。事務局長に朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

議長 お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

(「名前を読む時だけゆっくりと」の声あり)

議長 魚沼地域広域水道企業団議会議員に岡村虎一君、樋口和人君、牛木芳雄君、岡村雅夫君、和田英夫君、大平修平君、松原良道君、以上7名を指名いたします。

議長 お諮りします。

ただいま議長が指名しました7名を魚沼地域広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名をしました7名が魚沼地域広域水道企業団議会議員に当選されました。

議長 ただいま魚沼地域広域水道企業団議会議員に当選されました岡村虎一君、樋口和人君、牛木芳雄君、岡村雅夫君、和田英夫君、大平修平君、松原良道君が議場におられますので、議会規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長 日程第15、選挙第5号 魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の選挙についてを議題とします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

議長 お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

か。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

議長 魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に種村俊夫君を指名いたします。

議長 お諮りします。

ただいま議長が指名をした種村俊夫君を魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました種村俊夫君が魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に当選されました。

議長 ただいま魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に当選されました種村俊夫君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長 日程第16、発議第2号 南魚沼市農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

議長 お諮りします。

議会推薦の南魚沼市農業委員会委員は4人とし、大平修平君、牛木芳雄君、清塚武敏君、小杉與喜男君、以上の方々を推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって議会推薦の南魚沼市農業委員会委員は4人とし、大平修平君、牛木芳雄君、清塚武敏君、小杉與喜男君、以上の方々を推薦することに決定をいたしました。

議長 日程第17、発議第3号 南魚沼市議会会議規則の制定についてを議題といたします。本案について、提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

発議第3号、南魚沼市議会会議規則の制定について、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、発議第4号 南魚沼市議会委員会条例の制定についてを議題とします。本案について、提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

発議第4号 南魚沼市議会委員会条例の制定について、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、発議第5号 南魚沼市議会事務局設置条例の制定についてを議題といたします。本案についての提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

発議第5号 南魚沼市議会事務局設置条例の制定について本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、発議第6号 南魚沼市議会傍聴規則の制定についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決いたします。

発議第6号 南魚沼市議会傍聴規則の制定について本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

議 長 しばらく休憩をします。1時50分まで休憩をします。

(午後1時26分)

副 議 長(小澤謙二君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は43名であります。

(午後1時50分)

副 議 長 お諮りいたします。

ただいま、議長駒形正博君から常任委員会委員の辞任許可願いが提出されました。これを日程に追加し、議事日程(第1号)の追加として、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

副 議 長 地方自治法第117条の規定により、議長が除斥になりますので、駒形議長は退席されました。

副 議 長 追加日程第1、許可第1号 議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。駒形議長からその職責上の理由によって、常任委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

副 議 長 お諮りいたします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、駒形議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

副 議 長 駒形議長の除斥を解きます。

副 議 長 暫時休憩をいたします。

(午後1時52分)

議 長(駒形正博君) 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

(午後1時53分)

議 長 日程第21、第1号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市役所の位置を定める条例ほか186件の条例の制定について)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 （説明を行う。）

議 長 質疑を行います。

小島正明君 条例第22号南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の運用について、今回の地震の被災状況と関連いたしまして、若干質問させていただきと思います。冒頭の総務課長からの被災状況があった時でも良かったのですが、ちょっと条例とも関係ありますので、ここで質問させていただきます。

先般11月5日付けで、南魚沼市災害対策本部から被災家屋の調査状況についてというチラシが、全戸に配布されたわけでありまして、その中で「見舞金、支給金等について具体的には決定しておりませんが、決まった時点で広報等によりお知らせをいたします。」という条項がここに入っているわけでありまして、そうしますと今回専決されております災害弔慰金の支給に関する条例の運用と、やや違うのではないかという気がするわけです。

質問したいのはまず1点目が、先程の被災状況の中で……

議 長 小島議員、質疑をする場合、お手元の仮例規集の質疑箇所のパージ数を言ってから発言していただきたいと思いますが。

小島正明君 条例でいいますと、274ページ。南魚沼市災害弔慰金の支給に関する条例ということであります。これはいわゆる自然災害に対する、弔慰金の支給に関する条例でありまして、当然この中に地震というのも入っているわけでありまして。自然災害により死亡した遺族に災害弔慰金の支給、さらには災害援護資金の貸付けというふうなのが入っているわけですが、このへんに「新市ではこういう条例を用意してますよ」と、「こういう制度がありますよ」ということがまったく書かれてなくて、国や県のほうでは何もやっていないんだと。だから「まだ今のところ何もありませんよ」というふうなチラシになっているわけですが、この条例の運用についてひとつ、今回の災害との関係をお聞きしたいというふうに思います。

それからもう1点、先程に関連いたしまして、人的災害で重傷者2名、軽傷者5名という報告があったわけですが、私ども旧大和町で、この地震災害による死亡者が1人あったというふうなことを、いわゆるテレビとか新聞で見て、この災害によって1人亡くなったんだな、大変お気の毒なことだなと思っていたんですが、その方はこの災害の被災状況の中にはどのようになっているのか。これは旧大和町の方でわかる方があったらそれでも結構です。お願いいたします。

福祉課長 この条例の件につきまして、私のほうから説明をさせていただきたいと思いますが。条例につきましては、今ほど議員がおっしゃられましたように、自然災害によって死亡した方、またはそれに伴って障害を受けた方、それからもうひとつは施設等に被害をもった方についての支援金を支払うというふうな条項になっております。これにつきましては、国の方から4分の3負担があるというふうな状況の中で現在、国・県を通じて支援制度を検討中ということで、最終的にどういうふうになるかというのが、今のところまだ市のほうに示されておられません。こういった状況を受けて、今後市のほうで、この条例をどこまで適用するのかということを検討していくというふうなことになろうかと思っております。

それからもうひとつ、家屋の評価の関係でございますが、先程総務課長の方から説明した被害

状況に加えて、今日そういった評価のやり方も含めて説明会が県の方でありまして、それを受けて再調査をすることになっております。それを実施しますとまた被害状況が変わってくるかなというふうな感じがしております。以上でございます。

財政課長　それではご質問の後段の件でございますが、マスコミ等にも発表されましたように、大和町の住民が1名死亡されております。ただこれは、統計上災害地で死亡されたところの市長村のカウントになるということで、小千谷市にたまたま出かけられてその帰りだかに地震に遭われて、そこで病院に運ばれて、その後気を失ってまた長岡へ行ったというようないろいろな経過がございますが、原因となりました地震のその時に遭われた市町村ということで、小千谷市の死亡の計算に入っています。したがって、大和町の方には死亡という数字は入っておりません。

小島正明君　ということは、せっかく市の方で　市といいますか旧大和町でもこの条例はあったわけですがけれども　こういう条例があっても、たまたま小千谷で亡くなられたから大和でカウントされてないというふうなことになりますと、この条例からいいますと、世帯主の場合500万円の見舞金、それ以外の方は250万円の見舞金という制度があるのですが、それは適用にならないと。小千谷にそういう制度があれば小千谷の制度が適用になるのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

それから先程の福祉課長からの答弁ですが、やはりこういうふうな誰も予測しない大きな災害がおきた時は、国や県の負担があるからそれを待っているんだということではなくて、市でこういう条例があるわけですから、やはり条例に照らし合わせて市民の方を守っていくということが必要ではないかと思うわけです。また「市ではこういう制度があります」と。「是非、どここの窓口で相談を受けてますので速やかに相談が必要な方は来てください」というのが親切な行政ではないかと思うのですが。「国や県が決まっていないので、今は何もありません」というふうなチラシだけでは、どうもやはり納得出来ないのですが、その辺、国や県に先駆けてひとつ市の方で親切な対応はできないのかどうか、確認したいと思います。

税務課長　今、議員からご質問があった内容について、若干関係がございますので補足を申し上げます。基本的には財政課長と福祉課長が申し上げたとおりでございますが、たまたま議員ご指摘のチラシの件でございます。災害対策本部の中でどちらかといいますと、財産の評価の問題がございましたので、税務課がどちらかというとその点について判断をして、今回の広報については文言を記載させていただきました。ご指摘のように明確でない部分がありましたのは、実は早い話が動転していた部分が多いと言われればそのとおりでございますけれども、7日の日に十日町の地域振興局におきまして、ようやく県の災害対策の本部の方から、県の支援策の概要が示されて、その結果を受けて更に今日、最終的な指示がされているというふうに私共、受け止めていました。ところが、こういう事態でございますので、住民の方々からとにかく見てほしいとか、そういうご要望はもっともなんでございますが、中には見てもらえればお金になりそうとか、赤紙を貼ったというか応急判定の危険な紙について大変問い合わせが多くて、混乱しているものでございましたので、応急的な措置として、あのペーパーを作成したものでございます。ご

指摘のような部分もございますけれども、私ども不正確な内容を、例えば期待を持たせた結果が駄目だったということは、ちょっと申し上げにくいものでございますので、大変歯切れの悪い文章という点については承知をしております、お詫びを申し上げますけれども、ご理解を頂戴いたしたいと、かように考えております。

福祉課長 先程のもう少し条例の内容をPRすべきじゃなかったか、早く対応すべきじゃなかったか、というふうなことでございますが、今ほど税務課長が申し上げましたように、まだ方針がきちんと決まってない中で、情報を流して混乱を招くという恐れがありましたので、国・県と打ち合わせをする中で、確定した内容できちんとお知らせしたというふうに考えております。

それから先程の死亡者の件でございますが、これも含めて今日たしか説明会の中でこういった取り扱いをするのかというのが示されると思っておりますので、そういったことを受けて対応していきたいと思っております。以上でございます。

(「わかりました」の声あり)

議長 他に。

志太喜恵子君 被災者に対してのお話が今ありましたので、私も関連として。

南魚沼市では、見舞金とかそういうシステムが 郵便局とかは扱っているようですけれども、市としてはどういうふうな扱いをするのですか。今、そういう動きがどうなっているのか私はわかりませんので、ちょっと聞かせてください。

総務課長 今回の災害につきまして、義援金につきましては窓口を設けておりません。災害の規模等もありまして、義援金の口座を設けておりませんが、災害見舞い、または旧六日町、旧大和町、または南魚沼市に見舞いをしたいという皆さんがあります。そういう方につきましては、一般寄付という扱いの中で見舞いを受けております。以上でございます。

志太喜恵子君 私は、南魚沼市の中では被害に遭われた方の報告もありましたので、それはそれとして市がきちんと対応すべきだと思いますし、よそでもっとすごい災害に遭われた方に、市としてはどういうふうな対応をするかお聞きしたのであります。

総務課長 現在、被災地に対する支援といたしましては、旧六日町が十日町に26日、27日だったかわかりませんが、253号、八箇峠の道路が開通いたしましたことを受けまして、十日町さんとは魚沼の中の災害総合支援協定も結んでおる市でございますので、炊き出しといいますが、食料が足りないという報道もありましたものですから、食料支援。それから給水車の応援ということで、給水車の応援につきましては、魚沼消防署から対応していただいたということでございますが、当時連絡をとりましたら、給水車につきましても、かなりの地区から寄ってきておりました、いっぱいだということでございました。ただ、魚沼消防署が9トンという大きなものだった関係で、病院の給水には是非使いたいということがありまして、たしか2日間行ったと思います。炊き出し等につきましては、3日だか4日対応いたしました、非常に多くなってもう必要ないということでございました。

あと、川口町から生活弱者の関係を受け入れていただきたいという要望等がありまして、これにつきましては温泉旅館組合が対応いたしまして、約100名を超える皆さんが六日町の温泉旅

館組合に入っております。そんな中で、温泉組合と川口町さんの契約の中での活動でございますが、人員輸送等につきまして、なかなか車の手配が出来ないということでございましたので、町の車を利用いたしました。保健士の巡回等も行ったところでございます。

災害地に関します応援につきましては、こんなところでございます。あと堀之内さんにつきましても、要望を聞いたところでございましたが、とりあえず間に合っているということで、支援物資等につきましては私どもが対応した時期ではかなり間に合っていたと。災害が発生して1日、2日の間につきましては、こちらも被災地でございまして、てんやわんやして、とても他市町村の応援は出来る状況ではなかったと、こんな状況でございました。

志太喜恵子君　　今のご説明で、だいぶ状況がわかりましたけれども、市では募金箱みたいなものは用意してあるのでしょうか。市民の善意というのにもある程度頼りながら、もし我々がそういう事態になったとき、やはりいろんな支援をいただくことがあると思います。私は本当に辛い思いをしている所には、皆さん心ある人たちがいつでも支援が出来ると、そういう格好を市としてとるべきではないだろうかというふうに思いますが、この考えは間違ってますでしょうか。

議　　長　　総務課長、今の質問は、支援金の窓口はどこかに設けてあるかないか。そういう気はあるかないかということだと。

総務課長　　募金箱等につきましては、通常募金箱は設置しておりますが、災害義援金につきましては、県それから被災地のほうで口座を設けておりますので、そちらの口座に送っていただくという方が、送金料等もかかりませんので、問い合わせがあった場合につきましては、直接送っていただくというふうに指導しております。いったん六日町なり大和町、また新市になりました中で受けて送るということになりますと　現金を持って来られた方につきましては、被災地の方に送っていただきたいとことであれば、取り次いで送っておりますが、そういう義援金の口座ではないと送金料もかかるというところがありますので、特に新市で募金をしてそちらに送るというやり方は今やっております。それから今後、現在災害救助法の適用を受けておりますが、復旧に向けまして、激甚災害の指定が受けられるのか受けられないのかという、いろんなまだまだ問題もあります。今後の復興に向けて、かなりの被害を新市も受けておりますので、復興に向けての取り組みも必要だと思います。ですので支援も必要であります。こちらはまだ被災地だと、こういう部分も大切だと思っておるところでございます。

岩野　松君　　今回の地震についてのいろいろなものが出ていますので、ここで言うべきかどうかちょっと迷っていたのですが。実は今回の地震は確かに突然のことだし、市民は非常に戸惑いました。そういう中で情報が流れてこなかったということが、とても大きな不安をより加速させたということを随分いろんな方からお聞きしました。それで、六日町にはFMゆきぐにがありまして、その活用についてもっと迅速にすべきではないかというふうに思っております。FMゆきぐにでも、そういう提案を六日町の自治体にはお願いしたとは言っておりますけれども、今実現されていません。緊急対策のそういうものがありますと、いくら放送していても、飛び込みですぐ市長なりそういう対策の生の声が各ラジオを通して通るということでもあります。それでそれをそれぞれ行政の各区長にラジオを渡しておく、ということで緊急の時にはどこへ避難すると

か、どういう情報があるとか、そういうことも含めて是非実現していただきたい。

今回の地震で、今までのいわゆる各行政ごとの避難場所には行けなかった人がほとんどなんですよね。例えば小学校だったけど天井が落ちたために入れなかった、そういうこともありますので、そういう情報を是非入れるようなマニュアルも含めたものを是非設置していただきたいというのが1点ですので、よろしくお願いします。以上です。

議長 今、条例の専決処分をしたことについての質疑を承っております。ですので今の岩野議員の内容については、別の場所で議論したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 一応答弁だけ用意してあれば、言いますか。

総務課長 FMゆきぐににつきましては、今回の災害の中でも利用させていただきまして、放送をしていただいたところがございます。なにぶん電話が通じない、電気が全部消えてしまったという状況の中で、確かに地域に不安を与えた点も数多くあります。災害が広範囲になったときにつきましては、初期の対応というのがどうしても遅れがちになるというところがございます。避難所等につきましても、まず一時の避難所といたしましては、各集落で設置していただいている避難所に非難していただく。その後にとまとめた避難所。六日町の中でいえば21ヶ所。大和町につきましては6ヶ所。そういうところに移っていただくという形でございますので、段階を踏んでいただく、その段階での連絡が不備だった点もかなりあるかと思いますが、そのへんは反省して今後の防災計画を作っていく中で生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 10番議員、いいでしょうか。

今ほど申し上げたように、専決処分をされた186件の条例の制定についての質疑を続けます。

種村俊夫君 これは条例30号の職員定数ですが、ページ数は別表を見てもらうと308ページの方が分かりやすいのですが、ここに各部局の職員数が出ていますが、現状の職員が適正の人数を今オーバーしているのであれば、いつ適正な人数に移るのか。その点をお伺いしたいということと、同じくその規則第29、隣309ページに第2条のところに職名がものすごく、ズラズラズラと書いてある。例えば課長の下に事務所長、室長、分室長、参事、課長補佐、室長補佐、次長、事務次長、副参事、と民間企業でいうと訳のわからない職種がいっぱいある。こういうものは、合併して行政改革して簡略下して、経費を浮かしてやろうというところに、こういうズラズラズラと人数分だけ役職のあるような条例は私はいかがかなと思うのです。何の為の行政改革であるのかなと。これでは全然私は意にかなってないと思います。

それとですね、分限に関する条例でいきますと、例えば312ページ第5条で、例えば禁固刑に処せられて猶予がつけば、免職しないで済むという。猶予がついてもそれは実刑か猶予刑かの問題だけであって、犯罪事態認められるわけですので、そういう人たちが公務員として公僕としてここに務めていられるというこういう条例は、確かに地方公務員法・国家公務員法とかそういうものに法って作ったということであるにしろ、民間の考え方とだいぶかけ離れているのではないかと私は思うんですね。この辺を私はどういう考えでそのまま作ったか。地方公務員法にその

まま法ってやったというのであれば、そういう答弁でも構いませんが、その辺お伺いしたいと。

あとそれと、職務代理者とは、旧町におきまして私だいが給与関係で討論やったのですが、人事院の今までの勧告とかそういうことで違う面がこの条例にあるかないか。今やっとなりて寒冷地手当等も見直しになってきた、国家公務員でも今度給与に関しては、能力給が考慮されるようになってくる、というふうになっているのが、せっかく行政改革を取り入れるために合併したのが、その点が考慮されているのかいないのかその辺お伺いします。

総務課長　まず最初に定数でございます。定数につきましては、合併の説明会の中でもお話ししたり、説明してきましたとおり、今後10年間かけて退職職員の2分の1を採用くらいのペースになるかと思いますが、そういう形の中で10年間かけて58名減らしていきたいと、現職員を減らしていきたいという考え方でやっておるところでございます。現在の定数条例につきましては、現有定数、病院等につきましては、診療科目等を設置することによりまして、増加する部分等もあります。医師確保ができたために城内病院等につきましても、看護師不足等もあります。そういうものを含めました中での723名の設定でございます。職員の適正化計画等につきましては、また新市の中で作りながら、適正職員定数に努めていきたいとふうに考えておるところでございます。

それから、新市の給料表等につきましては、現職、現在の給与の持ち寄りでございます。旧六日町、旧大和町の給与持ち寄りでございます。そういう中で、調整させていただいておると、こういうところでございます。諸手当等につきましては、人事委員の勧告等を遵守しながらやっているところでございます。

職名等につきましては、確かに2つの町が一緒になった中での組織の作成でございまして、いろんなご批判もあるところでございます。今後2年間くらいの中で、かなりスリムにしていきたいという考え方を持っているところでございます。分限に関するものにつきましては、国家公務員等の法律に従いましたといいますが、準拠しながら制定させていただいているものでございます。特に独自のものを取り入れられているものではございません。以上でございます。

(「独自に取り入れたものは無いということですね。」の声)

種村俊夫君　職員定数を10年で58名減。病院部局ではなくて、市庁部局ですよ。一般職、総合職の方々の件で私はお伺いしているのですが、それで2分の1補充くらいで10年、58名減をしたいということですが、それはそれで説明会の時も多分そんな感じで説明したかと思うのですが、そこでですよ、私はその人数はそういう計画であるということがあればいいのですが、今ある人間の役職の関係でこの役職をつけたと。そして批判もあることもわかっているということでしたが、批判があるということを知って、認めていながらわざわざこういうことを出すということは、町民・市民に対して失礼ではないでしょうか。批判があることをわかっていたら、なんで直さないのでしょうか。こういうものが、行政改革だとかそういうものに反していると私は思います。そうすると、私達議員でも1年間のこの特例で自分勝手だとか、自分の身分が欲しいんだということを言われているわけですよ。そういうことに関して、もう少し私は公務員の方々も敏感になっていただきたい。確かにクビにするとかそういうことでなくて、例えば

役職があるからそのまま役職をそのままする。では参事とはいったい何をやるのですか。課長と参事の違いはなんですか。例えば副参事と参事の違いはなんですか。まだわからないのがいっぱいあるんですね。一般の方々には理解しがたい名まえがいっぱいあるんですね。かけ離れていると思います。行政改革にも何もなっていないと私は思います。考えをお伺いしたい。

あと分限の件ですが、私の思ったとおり公務員法に法ったということですが、実刑でなければそのままいられると。しかし、よく新聞・ニュースには何々職員だとか議員だというのが必ずその役職がボンと出てしまうんですね、なんかあったときには、そういうことで市民やそういう人達に対しては非常に不名誉なことだと映ります。それがいくら実刑にならない、公務員法に法っているといいながら、それが分限条項にあたらぬというのは、自分勝手な条例である、というふうに私は思うんですね。このへんはしっかりとしないと市民に説明がつかないと私は思います。

それと地方公務員法だとか国家公務員法に法ってやっていて、その他の独自の条例はひとつもないというようなことでしたが、私達が先駆けて、全国でもいろいろ合併の話はありますが、私達は先駆けてこういうふうに合併問題に取り組んできて、行政改革に取り組んできたわけですので。何故それがただ職員の数の減だとか、議員の数の減だけではなくて、新しい町づくりのためにこういうことをやりますという条例がひとつもなかったのか。このへんは私は非常に残念ですね。今後新市長になってからどう変わっていくかわかりませんが、新たに新しい市や町を作るときにはそれ独自のやはり条例があつて然るべきだと。それが他のところから批判されようが何をしようが自分たちのところに、「私たちは自分たちの新しい市を作るんだと」ということで、法っていけばそれが当然であったのではないかと思います。これをみるとそのまんまであると、全然ただ一緒になっただけのことであるというふうに私は思います。もう少しそのへんの考えはしっかりしたものはないのでしょうか。もう一回お伺いいたします。

総務課長 先程、批判を承知してということではおっしゃいましたが、そうではなくて批判も聞いております。「聞いておりますが」ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから今回の条例制定につきましては、専決処分でさせていただいたものでございます。条例の提案の中でも説明いたしましたように、新たな施策とか、新たな方向性とか議員の皆さんからご審議いただいたり、いろいろご決定いただく、議論していただく、そういう場面が非常にないものですから、今回につきましては、専決で決定させていただく。ですので、合併協議で整ったもの、両町で同じような条例を持っていたのを1つにしたとか、新市発足上どうしてもなくてはならない条例とか、そういうものを制定したものでございまして、新たな市の方向性を作るものにつきましては、今後の条例制定で議論を多くしていただく中で、制定していただきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

市長職務執行者 これはですね、今、総務課長が最後に答弁したとおりなんです。今回皆さんに承認を求めているのは、ちょっと言葉が適当かどうかわかりませんが、まったく緊急避難的な条例を皆さんにお諮りしているので、これから新しい市を執行していく上で、条例制定というのはこれはとても執行者のというか、市長の専決条項ではまったくなくなるわけですので、皆さ

んから十分議論をいただいて条例制定は今後していきたいと。そのために皆さん方の意見は当然お聞きするわけでありますが、今回はそういうことではなくて、本当に必要最小限のことだけ決めさせていただきましたので、ご承認をいただきたいということでお諮りしているものであります。

議長 他に。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。

第1号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市役所の位置を定める条例ほか186件の条例の制定について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第1号報告は原案のとおり承認されました。

議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれで散会いたします。明日の本会議は午前9時30分から、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後2時31分)